

和泉市立小学校及び中学校体育施設開放実施要綱

(目的)

第1条 地域コミュニティ活動、文化・芸術活動及びスポーツ活動を通じて、市民の健康と体力向上に資するため、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設の開放に関し、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則（昭和63年和泉市教育委員会規則第2号）第9条の規定に基づき必要な事項を定める。

(開放校の指定)

第2条 前条の目的を達成するため、学校長の意見を聞き学校教育に支障のない範囲において、教育委員会が指定する。

(運営委員会)

第3条 開放事業を円滑に行うため、開放校に運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、開放事業について教育委員会に意見を述べることができる。
- 3 運営委員会の委員は、学校教職員・使用者団体の代表者等で構成する。

(管理指導員)

第4条 各開放校にそれぞれ管理指導員1名を置く。

- 2 学校長は、管理指導員選出届（様式第1号）を教育委員会に提出し、教育委員会が委嘱する。
- 3 管理指導員は、施設管理等に関わる事項について使用団体の責任者に対し、適切な指導及び助言を行う。
- 4 管理指導員は、開放に関わる事務を行う。
- 5 管理指導員は、開放に関わる事故等については一切その責任を負わない。

(報償費)

第5条 管理指導員の報償費は、月額15,000円とする。

(使用団体の登録)

第6条 学校体育施設を使用しようとする者は、学校体育施設使用団体登録申請書（様式第2号）及び学校体育施設使用団体構成員名簿（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用申請)

第7条 開放施設を使用しようとするものは、学校体育施設使用申請書（様式第4号）により教育委員会に申請しなければならない。

(使用許可)

第8条 教育委員会は、前条の申請に基づき内容を審査の上適当と認めるときは、学校体育施設使用許可書（様式第5号）を交付する。

(使用の中止)

第9条 教育委員会は、使用者において次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し又は使用を中止することができる。

- (1) 規則・要綱若しくは学校規則に違反し又は違反する恐れがあるとき。
 - (2) 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則第8条に定める理由が発生したとき。
- 2 前項の規定により、使用の許可を取り消し又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損

害が生じてても教育委員会はその責めを負わない。

(使用者の遵守義務)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、常に事故防止と安全に留意し火災事故その他の災害を防ぐこと。
- (2) 所定の場所以外に立ち入らぬこと。
- (3) 学校体育施設使用許可書に記載している許可条件に従うこと。

(損害賠償及び事故の責任)

第11条 使用者は、使用中に建物、設備、器具等を破損し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者は、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 教育委員会は、その責に帰する事由によらない事故については、一切その責任を負わない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市立小学校及び中学校体育施設開放実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

学校体育施設使用申請書

年 月 日

和泉市教育委員会 へ

使用団体名	
代表者名	
住 所	
電 話	

次のとおり学校体育施設を使用したいので許可くださるよう申請します。

なお、使用にあたっては、関係規則を遵守するとともに、万一、施設・備品等を棄損又は滅失したときは、使用者において弁償します。

本使用申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の利益となるものではありません

また、本情報を和泉警察署に照会することに同意します。

学 校 名	
使用施設	運 動 場 ・ 体 育 館
種 目	

【 月分】

回	使 用 年 月 日	使用人数
1	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
2	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
3	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
4	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
5	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
6	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
7	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
8	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
9	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
10	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人

備 考	
-----	--

学校体育施設使用許可書

年 月 日

使用団体名	
代表者名	様
住 所	
電 話	

和泉市教育委員会

次のとおり学校体育施設の使用を次の条件を付けて許可します。

1. 本許可書以外の目的に使用しないこと。
2. 許可のあった場所以外に立ち入り、又は施設・設備を無断で使用しないこと。
3. 使用者は、使用中に施設・備品を破損または滅失したとき、又は第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。
4. 特定の政党を支持又は反対するための活動、及び政治団体等の政治活動に使用しないこと。
5. 学校行事及び公的行事等による特別の事情が生じた場合その許可を変更し、又は取り消すことがある。
6. 裏面記載の使用者心得を遵守すること。

学 校 名	
使用施設	運 動 場 ・ 体 育 館
種 目	

【 月分】

回	使 用 年 月 日	使用人数
1	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
2	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
3	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
4	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
5	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
6	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
7	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
8	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
9	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
10	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人

備 考	
-----	--

使 用 者 心 得

学校体育施設の使用を認められた団体は、次の事項を守らなければならない。

1. 使用団体の責任者は、使用許可時間中は当該団体の指揮監督にあたること。
2. 入退校は、原則として集団行動をとること。又使用許可場所以外に立ち入らぬこと。
3. 常に善良なる使用者としての注意と責任をもって使用すること。
4. 許可された使用時間（準備及び片づけ、清掃の時間を含む）を厳守すること。
5. 常に安全に注意しながら行うこと。なお、予期しない災害・事故等が考えられるのでスポーツ傷害保険等に加入するなど事故に備えておくこと。
6. 使用中における傷害や疾病については、当該団体の責任において処理すること。
7. 校内では喫煙しないこと。
8. 校内での飲酒や酒気をおびての使用をしないこと。
9. 校内への危険物の持ち込みはしないこと。
10. 学校の電話の使用や取りつぎ、並びに湯茶の提供はしないので配意のこと。
11. 使用に際して生じたごみ等は、学校に残すことなく各自で処理すること。
12. 周辺に迷惑をかけるような騒音は慎むこと。
13. 使用した施設等の後片づけ、清掃は必ず行うこと。
14. その他、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則及び、この使用者心得に違反した場合は使用の中止をさせることがある。

<開放日時表> ※和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則

施 設 名	摘 要	開 放 日	開 放 時 間
運 動 場	夜間照明設備を設置していない学校	土曜日	午前9時～午後5時
		日曜日・祝日	午前9時～午後5時
		長期休業日	午前9時～午後5時
	夜間照明設備を設置している学校	平日	午後6時～午後9時
		土曜日	午後6時～午後9時
		日曜日・祝日	午後6時～午後9時
		長期休業日	午後6時～午後9時
体 育 館	全ての学校	平日	午後6時～午後9時
		土曜日	午前9時～午後9時
		日曜日・祝日	午前9時～午後9時
		長期休業日	午前9時～午後9時